

(別紙3)

構造計算書偽装問題に係る危険な分譲マンションの仮住居家賃に対する助成期間の明確化について

平成 18 年 12 月 6 日
構造計算書偽装問題対策連絡協議会

- 緊急構造計算書偽装問題に係る危険な分譲マンションの仮住居家賃に対する助成の期間については、現在、「原則として2年間」としている。
- 今般、各物件の建替え等の見通しが立ちつつあることを踏まえ、助成期間の運用を明確化する観点から、次の通りとする。

【仮住居家賃の助成期間】

平成 19 年 3 月 31 日までに建物の区分所有等に関する法律に基づく建替え決議またはこれに準ずる措置がなされている場合は、原則として3年6ヶ月以内とする。

※ 建替え事業不参加者については、仮住居を退去するまでの期間（建替え事業に参加しないことが確定（売買契約成立）してから3ヶ月を限度）